

九 第68条の14（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（特定機械等のリース税額控除等の取扱いの準用）</p> <p>68の14 11</p>	<p>（事業基盤強化設備のリース税額控除等の取扱いの準用）</p> <p>68の14 11</p>
<p>（税額控除の適用を受けた連結法人の意義）</p> <p>68の14 12 措置法第68条の14第6項に規定する「第3項の規定（……）の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人」には、……</p>	<p>（税額控除の適用を受けた連結法人の意義）</p> <p>68の14 12 措置法第68条の14第6項に規定する「これらの規定の適用を受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある当該適用に係る連結子法人」には、……</p>
<p>（解散の日を含む連結事業年度の意義）</p> <p>68の14 13 措置法第68条の14第8項……………</p>	<p>（解散の日を含む連結事業年度の意義）</p> <p>68の14 13 措置法第68条の14第7項……………</p>
<p>（申告に係るその控除を受けるべき金額）</p> <p>68の14 14 措置法第68条の14第10項及び第11項……………</p>	<p>（申告に係るその控除を受けるべき金額）</p> <p>68の14 14 措置法第68条の14第9項及び第10項……………</p>

218

十 第68条の15（中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（廃止）</p> <p>（廃止）</p>	<p>第68条の15（中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>（連結事業年度の中途において中小連結法人に該当しなくなった場合等の適用）</p> <p>68の15 1 連結法人が各連結事業年度の中途において措置法第68条の15第1項に規定する中小連結法人に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得若しくは製作（以下「取得等」という。）</p>

(廃 止)

をして同項に規定する事業として措置法第42条の11第1項に規定する指定事業（以下68の15 10までにおいて「指定事業」という。）の用に供した同項に規定する特定機械装置等又は賃借をして指定事業の用に供した措置法令第39条の45第6項に規定する特定機械等（特定事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供しているものに限る。）については、措置法第68条の15第1項及び第3項の規定の適用があることに留意する。この場合において、措置法規則第22条の28第1項に規定する特定機械装置等に係る取得価額の合計額又は同条第2項に規定する特定機械等に係るリース費用の総額の合計額がこれらの項に規定する金額以上であるかどうかは、その中小連結法人に該当していた期間内に取得等又は賃借をして指定事業の用に供していたもの（賃借に係る特定機械等については、指定事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供しているものに限る。）の取得価額の合計額又はリース費用の総額の合計額によって判定するものとする。

注 連結法人が各連結事業年度の中途において特定中小連結法人（措置法第68条の15第2項に規定する「特定中小連結親法人」又は「特定中小連結子法人」をいう。以下68の15 8において同じ。）に該当しないこととなった場合の同項の適用についても同様とする。

（取得価額の判定単位）

68の15 2 措置法令第39条の45第1項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は100万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

注 措置法規則第22条の28第1項に規定する「第20条の5の2第1項各号」

改 正 後	改 正 前
	<p>に掲げる器具及び備品の取得価額の合計額が100万円以上であるかどうかについては、各連結法人が当該各号ごとに、当該各号に規定する器具及び備品の取得価額の合計額により判定することに留意する。</p> <p>(廃止) <u>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</u></p> <p>68の15 3 措置法令第39条の45第1項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の取得価額が160万円以上又は100万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>(廃止) <u>(主たる事業でない場合の適用)</u></p> <p>68の15 4 連結法人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、当該連結法人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。</p> <p>(廃止) <u>(事業の判定)</u></p> <p>68の15 5 連結法人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。</p> <p>(注) 措置法第68条の15第1項に規定する指定事業に該当する措置法規則第20条の5の2第4項第10号に掲げる「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類H情報通信業」(通信業を除く。)\「小分類693駐車場業」\「中分類72宿泊業」\「大分類N医療、福祉」\「大分類O教育、学習支援業」\「中分類79協同組合(他に分類されないもの)」及び「大分類Qサービス業」</p>

(他に分類されないもの)」「(旅行業を除く。)に分類する事業が該当する。

(廃止)

(その他これらに類する事業に含まれないもの)

68の15 6 措置法第68条の15第1項に規定する指定事業に該当しない措置法規則第20条の5の2第4項第2号かっこ書の料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブに類する事業には、例えば大衆酒場及びビヤホールのように一般大衆が日常利用する飲食店は含まないものとする。

(廃止)

(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等又は特定機械等)

68の15 7 指定事業とその他の事業とを営む連結法人が、その取得等又は賃借をした特定機械装置等(措置法第68条の15第1項に規定する「特定機械装置等」をいう。以下68の15 9までにおいて同じ。)又は特定機械等(措置法令第39条の45第5項に規定する「特定機械等」をいう。以下同じ。)をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したもとして措置法第68条の15の規定を適用する。

(廃止)

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

68の15 8 措置法第68条の15第1項に規定する中小連結法人である連結法人が、その取得等又は賃借をした特定機械装置等又は特定機械等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定機械装置等又は特定機械等が専ら当該連結法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等又は特定機械等は当該連結法人の営む事業の用に供したもとして取り扱う。

(注) 特定中小連結法人が、その取得等をした特定機械装置等を自己の下請業者に貸与した場合についても同様とする。

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>(附属機器等の同時設置の意義)</u></p> <p><u>68の15 9 特定機械装置等に係る措置法規則第20条の5の2第1項各号において本体と同時に設置することを条件として特定機械装置等に該当することとなる附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。</u></p>
(廃止)	<p><u>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>68の15 10 連結法人が措置法第68条の15第1項(同法第42条の11第1項を含む。)に規定する特定機械装置等を指定事業の用に供した日を含む連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下68の15 10において「供用年度」という。)後の連結事業年度において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度にさかのぼって当該値引きのあった特定機械装置等に係る措置法第68条の15第2項(同法第42条の11第2項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p>
(廃止)	<p><u>(物品賃貸業の意義)</u></p> <p><u>68の15 11 措置法第68条の15第3項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対し相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。</u></p> <p><u>(注) 同項に規定する物品賃貸業は、法人又は個人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。</u></p>
(廃止)	<p><u>(特殊の減価償却資産の耐用年数)</u></p> <p><u>68の15 12 リース契約(措置法令第39条の45第5項第1号に規定するリース契約をいう。以下68の15 14までにおいて同じ。)に係る特定機械等が、耐</u></p>

用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第57条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該特定機械等のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。

(廃 止)

(リース費用の均等支払の判定)

68の15 13 特定機械等に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第39条の45第5項第3号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。

(廃 止)

(リース費用に含まれない費用)

68の15 14 措置法令第39条の45第6項に規定する「政令で定める費用の総額」には、その賃借する特定機械等に係るソフトウェアの費用（当該特定機械等に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。）リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該特定機械等の引取運賃等は含まれないことに留意する。

(廃 止)

(税額控除の適用を受けた連結法人の意義)

68の15 15 措置法第68条の15第6項に規定する「これらの規定の適用を受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある当該適用に係る連結子法人」には、当該連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）においては同条第3項の規定（同法第

改 正 後	改 正 前
	<p><u>42条の11第3項の規定を含む。）による税額控除を実施していないが、当該税額控除に関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、その金額を繰越税額控除限度超過額として記載している連結法人が含まれることに留意する。</u></p> <p>(廃止) <u>(事業基盤強化設備のリース税額控除等の取扱いの準用)</u> <u>68の15 16 68の11 16及び68の11 17の取扱いは、措置法第68条の15第3項の規定の適用について準用する。</u></p> <p>(廃止) <u>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</u> <u>68の15 17 措置法第68条の15第7項の規定により同条第1項から第4項まで及び第6項の規定の適用がない連結法人は、これらの規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結親法人及び合併以外の事由により連結事業年度終了の日に解散した連結子法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度においては当該連結子法人以外の連結法人は、これらの規定の適用を受けることができる。</u></p> <p>(廃止) <u>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</u> <u>68の15 18 措置法第68条の15第9項及び第10項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」の意義については、68の9 13の取扱いを準用する。</u></p>

十一 第68条の15（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p align="center">第68条の15（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>（連結事業年度の中途において特定連結法人に該当しなくなった場合の適用）</p> <p>68の15 1 連結法人が連結事業年度の指定期間（措置法第68条の15第1項に規定する指定期間をいう。以下同じ。）内の中途において措置法令第39条の45第1項に規定する特定連結法人に該当しないこととなった場合においても、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものの取得若しくは製作（以下「取得等」という。）をして事業の用に供したとき又は賃借をして事業の用に供したとき（事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供しているときに限る。）には、措置法第68条の15第1項、第2項、第3項若しくは第6項又は第7項若しくは第9項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(1) 措置法第68条の15第1項に係る措置法第42条の11第1項に規定するソフトウェア（以下「ソフトウェア」という。）その特定連結法人に該当していた指定期間内に取得等又は賃借をして事業の用に供していたソフトウェアの取得価額の合計額又はリース費用の総額の合計額が措置法令第39条の45第1項、第2項若しくは第5項に規定する特定連結法人のソフトウェアに係る金額（70万円）又は同条第11項若しくは第16項に規定する特定連結法人のソフトウェアに係る金額（100万円）以上である場合の当該ソフトウェア</p> <p>(2) 措置法第68条の15第1項に規定する情報通信機器等（ソフトウェアを除く。以下「ソフトウェア以外の情報通信機器等」という。）その特定連結法人に該当していた指定期間内に取得等又は賃借をして事業の用に供して</p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>いたソフトウェア以外の情報通信機器等の取得価額の合計額又はリース費用の総額の合計額が措置法令第39条の45第1項、第2項若しくは第5項に規定する特定連結法人のソフトウェア以外の情報通信機器等に係る金額（140万円）又は同条第11項若しくは第16項に規定する特定連結法人のソフトウェア以外の情報通信機器等に係る金額（200万円）以上である場合の当該ソフトウェア以外の情報通信機器等</u></p> <p><u>(注) 連結法人が連結事業年度の指定期間内に取得等をして事業の用に供していたソフトウェアの取得価額の合計額が、措置法令第39条の45第1項、第2項又は第5項に規定する特定連結法人以外の連結法人のソフトウェアに係る金額（600万円）以上である場合の当該ソフトウェアについては、そのソフトウェアのすべてが対象となる。</u></p> <p><u>連結法人が連結事業年度の指定期間内に取得等をして事業の用に供していたソフトウェア以外の情報通信機器等についても、同様とする。</u></p> <p>（取得価額の判定単位と適用対象となる「特定情報通信機器等」）</p> <p>68の15 2 <u>ソフトウェア以外の情報通信機器等の取得価額の合計額又はソフトウェアの取得価額の合計額が措置法令第39条の45第1項に規定する600万円以上若しくは140万円以上又は600万円以上若しくは70万円以上であるかどうかについては、措置法第68条の15第1項に係る措置法規則第20条の5の2第1項各号に掲げるもの（令第133条若しくは第133条の2の規定の適用を受けるもの又は措置法第68条の103の2の規定の適用を受けるものを除く。）を措置法規則第20条の5の2第1項第1号から第8号までの情報通信機器等と同項第9号の情報通信機器等とに区分し、それぞれの取得価額の合計額により判定する。この場合、その取得価額基準を満たす情報通信機器等については、その区分ごとに、措置法第68条の15第1項又は第6項のいずれかの規定</u></p>	<p>（新 設）</p>

を適用することに留意する。

措置法令第39条の45第2項、第5項、第11項又は第16項に規定する合計額の判定においても、同様とする。

(注) 上記のそれぞれの区分ごとにその区分に属する特定情報通信機器等(措置法第68条の15第1項に規定する特定情報通信機器等をいう。)又はリース情報通信機器等(同条第7項に規定するリース情報通信機器等をいう。)の一部について同条第1項若しくは第6項又は第7項の規定の適用を受けた場合には、各区分に属するそれ以外のものについて措置法第68条の42各号に掲げるその他の規定を適用することはできないことに留意する。

(圧縮記帳をした情報通信機器等の取得価額)

68の15 3 ソフトウェア以外の情報通信機器等の取得価額の合計額又はソフトウェアの取得価額の合計額が措置法令第39条の45第1項に規定する600万円以上若しくは140万円以上又は600万円以上若しくは70万円以上であるかどうかを判定する場合において、そのソフトウェア以外の情報通信機器等又はソフトウェアが法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。

措置法令第39条の45第2項又は第5項に規定する合計額の判定においても、同様とする。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

68の15 4 連結法人が、その取得等又は賃借をした情報通信機器等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該情報通信機器等が専ら当該連結法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該情報通信機器等は当該連結法人の営む事業の用に供したものと取り扱う。

(注) 物品賃貸業を営む連結法人は、貸付けの用に供した情報通信機器等につ

(新設)

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>き措置法第68条の15第1項から第3項まで又は第6項、第7項若しくは第9項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</u></p> <p>(ソフトウェアの改良費用)</p> <p>68の15 5 <u>連結法人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したことと同様の状況にあるものと認められるときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第68条の15第1項、第2項又は第6項の規定の適用があるものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(附属機器等の同時設置の意義)</p> <p>68の15 6 <u>措置法第68条の15第1項に係る措置法規則第20条の5の2第1項各号において本体と同時に設置することを条件として情報通信機器等に該当することとなる附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(情報通信機器等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>68の15 7 <u>連結法人が措置法第68条の15第1項(同法第42条の11第1項を含む。)に規定する特定情報通信機器等を事業の用に供した日を含む連結事業年度(その事業の用に供した日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下68の15 7において「供用年度」という。)後の連結事業年度において当該特定情報通信機器等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度にさかのぼって当該値引きのあった特定情報通信機器等に係る措置法第68条の15第6項(同法第42条の11第6項を含む。)</u></p>	<p>(新 設)</p>

に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(物品賃貸業の意義)

68の15 8 措置法第68条の15第7項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対し相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。

(注) 同項に規定する物品賃貸業は、法人又は個人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。

(特殊の減価償却資産の耐用年数)

68の15 9 リース契約(措置法令第39条の45第10項第1号に規定するリース契約をいう。以下68の15 11までにおいて同じ。)に係る情報通信機器等が、耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第57条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該情報通信機器等のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。

(リース費用の均等支払の判定)

68の15 10 情報通信機器等に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第39条の45第10項第3号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。

(リース費用に含まれない費用)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>68の15 11 <u>連結法人が賃借するソフトウェア以外の情報通信機器等に係る措置法令第39条の45第11項に規定する「政令で定める費用の総額」の判定に当たっては、当該情報通信機器等に係るソフトウェアの費用（当該情報通信機器等に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。）リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該情報通信機器等の引取運賃等は、その総額に含まれないことに留意する。</u></p>	
<p>(税額控除の適用を受けた連結法人の意義)</p> <p>68の15 12 <u>措置法第68条の15第11項第1号に規定する「第7項の規定（……）の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人」には、当該連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）においては同条第7項の規定（同法第42条の11第7項の規定を含む。）による税額控除を実施していないが、当該税額控除に関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、その金額を繰越税額控除限度超過額として記載している連結法人が含まれることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(特定機械等のリース税額控除等の取扱いの準用)</p> <p>68の15 13 <u>68の11 16及び68の11 17の取扱いは、措置法第68条の15第7項の規定の適用について準用する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68の15 14 <u>措置法第68条の15第13項の規定により同条第1項から第4項まで、第6項から第8項まで及び第11項の規定の適用がない連結法人は、これらの規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結親法人及び合併以外の事由により連結事業年度終了の日に解散した連</u></p>	<p>(新 設)</p>

結子法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人以外の連結法人は、これらの規定の適用を受けることができる。

（申告に係るその控除を受けるべき金額）

68の15 15 措置法第68条の15第16項及び第17項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」の意義については、68の9 13の取扱いを準用する。

（新設）

十二 第68条の16（特定設備等の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（取得価額の判定単位）</p> <p>68の16(1) 4<u>300万円以上、230万円以上又は150万円以上</u>..... </p> <p>（圧縮記帳をした公害防止設備等の取得価額）</p> <p>68の16(1) 5<u>300万円以上、230万円以上又は150万円以上</u>..... </p>	<p>（取得価額の判定単位）</p> <p>68の16(1) 4<u>150万円以上又は230万円以上</u>..... </p> <p>（圧縮記帳をした公害防止設備等の取得価額）</p> <p>68の16(1) 5<u>150万円以上又は230万円以上</u>..... </p>

十三 第68条の18（特定中核的民間施設等の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（中核的民間施設等の取得等に必要資金の判定単位等）</p> <p>68の18 5</p>	<p>（中核的民間施設等の取得等に必要資金の判定単位等）</p> <p>68の18 5</p>

改 正 後	改 正 前
<p>..... 6 億 5 千万円以上.....</p> <p>(注) 6 億 5 千万円以上.....</p> <p>(圧縮記帳した保全事業等資産の取得価額)</p> <p>68の18 72,300万円以上.....210万円以上又は180万円以上 </p> <p>(機械及び装置の取得価額の判定単位)</p> <p>68の18 8210万円以上又は180万円以上.....</p>	<p>..... 6 億円以上.....</p> <p>(注) 6 億円以上.....</p> <p>(圧縮記帳した保全事業等資産の取得価額)</p> <p>68の18 72,000万円以上.....180万円以上.....</p> <p>(機械及び装置の取得価額の判定単位)</p> <p>68の18 8180万円以上.....</p>

十四 第68条の19（地震防災対策用資産の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行う連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68の19 1 連結法人が措置法令第39条の48第1項.....</p>	<p>(大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行う連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68の19 1 連結法人が措置法令第39条の48.....</p>

十五 第68条の20（特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(連結事業年度の中途において中小連結法人等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>68の20 8第68条の9第7項.....</p>	<p>(連結事業年度の中途において中小連結法人等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>68の20 8第68条の9第2項.....</p>

十六 第68条の20の2（開発研究用設備の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>第68条の20の2（開発研究用設備の特別償却）関係</p>	<p>（新 設）</p>
<p>（開発研究の意義）</p> <p>68の20の2 1 措置法第68条の20の2第1項に規定する「開発研究」（以下「開発研究」という。）とは、次に掲げる試験研究をいう。</p> <p>（1）新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究</p> <p>（2）新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究</p> <p>（3）（1）又は（2）の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集</p> <p>（4）現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究</p>	<p>（新 設）</p>
<p>（専ら開発研究の用に供されるもの）</p> <p>68の20の2 2 措置法令第39条の49の2第1項に規定する専ら開発研究の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品とは、専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。</p>	<p>（新 設）</p>
<p>（取得価額の判定単位）</p> <p>68の20の2 3 措置法令第39条の49の2第1項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の1台又は1基の取得価額が280万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附</p>	<p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</p> <p>(圧縮記帳をした開発研究用設備の取得価額)</p> <p>68の20の 2 4 措置法令第39条の49の 2 第 1 項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額が280万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置並びに器具及び備品が法第81条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>(委託研究先への資産の貸与)</p> <p>68の20の 2 5 措置法第68条の20の 2 第 1 項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、その取得又は製作をした同項に規定する開発研究用設備を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該開発研究用設備が専ら当該連結親法人又はその連結子法人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該開発研究用設備は当該連結親法人又はその連結子法人の行う開発研究の用に供したものと取り扱う。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

十七 第68条の21 (事業革新設備の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
第68条の21 (事業革新設備の特別償却) 関係	第68条の21 (事業革新設備等の特別償却) 関係

(特定認定事業者等であるかどうかの判定の時期)

68の21 1 連結法人が、措置法第68条の21第1項に規定する同法第44条の4第1項各号に掲げる事業再構築計画、共同事業再編計画、経営資源再活用計画若しくは事業革新設備導入計画について当該各号に定める認定を受けた連結法人、措置法令第39条の50第1項各号に定める関係事業者である連結法人、認定事業再構築計画若しくは認定共同事業再編計画に従って合併により設立された連結法人又は認定経営資源再活用計画に従って設立された連結法人であるかどうかは、その取得し、又は製作した機械及び装置その他の減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(廃 止)

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

68の21 2

(廃 止)

(特定認定事業者等であるかどうかの判定の時期)

68の21 1 連結法人が、措置法第68条の21第1項に規定する事業再構築計画に係る認定を受けた連結法人、同条第2項に規定する高度化計画に係る認定を受けた連結法人又は措置法令第39条の50第1項に規定する関係事業者若しくは合併新設法人に該当する連結法人であるかどうかは、その取得し、又は製作した機械及び装置その他の減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(注) 措置法第68条の21第1項の規定の適用に当たり、その連結法人が同項に係る措置法第44条の4第1項に規定する「産業活力再生特別措置法第17条第1項第1号及び第2項の確認」を受けた連結法人に該当するかどうかについても、当該減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(附属機器等の同時設置の意義)

68の21 2 措置法令第39条の50第2項に係る平成7年3月31日付大蔵省告示第75号の別表において本体と同時に設置することを条件として特別償却の対象とする旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

68の21 3

(非指定事業の用に供される機械その他の減価償却資産)

68の21 4 措置法令第39条の50第2項に係る平成7年3月31日付大蔵省告示第75号の別表で指定された機械その他の減価償却資産（貸付けの用に供して

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p>	<p><u>いるものを除く。)</u>については、同項に規定する非指定事業のみに使用しているもの又は非指定事業とその他の事業に共通して使用しているものであっても、同項かっこ書に該当するものを除き、措置法第68条の21第1項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(棚卸資産の販売等に係る総収入金額)</p> <p>68の21 5 <u>連結法人の非指定事業収入割合(措置法令第39条の50第2項に定める割合をいう。以下同じ。)</u>の計算の基礎となる同項に規定する基準日前1年以内に開始した各連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)の総収入金額とは、この通達において特別の定めのあるものを除き、当該各連結事業年度において益金の額に算入されるべき収入金額(同項に規定する棚卸資産の販売等に係るものに限る。)の合計額をいうものとする。</p> <p>(収入金額の統一的計算)</p> <p>68の21 6 <u>非指定事業収入割合を計算する場合において、製品の販売取引等について返品、値引き又は割戻し等があるときは、これらの計算又は判定の基礎となる収入金額のいずれについても各連結法人ごとに税務計算上継続して適用している経理方法により統一的に計算しなければならないことに留意する。</u></p>